

生徒心得

1. 登校・下校時

- 始業10分前に登校するよう心がけましょう。
- 週1回、生徒朝礼がありますので運動場に集合しましょう。(雨天のときは放送で朝礼をすることもあるので教室に入りましょう)
- 登下校に際しては寄り道や買い物などせず、交通ルールを守り、安全に留意しましょう。
- 原則として、自転車通学は禁止します。

2. 校内生活

(1) 学習時

- 準備をしてから休憩を
- 時間になれば席に着く
- 礼に始まり礼に終わる
- 服装と机を整える
- 姿勢を正しく真剣に

※授業の欠課や体育の見学など、特別の事情があって普通に授業が受けられない場合は、生徒手帳の許可欄に

- 4 -

しょう。

- 頭髪に関しては、染色・特異な髪形・過度な刈り上げ等はやめましょう。

その旨を記入の上、先生の許可をけるようにしましょう。

(2) 休憩時

- 危険な遊びはしないようにしましょう。
- 一旦登校すると、先生の許可なく外に出ないようにしましょう。

(3) 昼食時および昼食後の休憩時

- はやく食べ終わっても、時間がくるで教室から出ないようにしましょう。

(4) 清掃時

- 清掃は決められた時間内に協力していねいに行い、終了後区域担当の生に知らせましょう。
- 大清掃は平素行き届かないところまで取り組みましょう。

(5) その他

- 学習に必要でないものは持て来なないようにしましょう。
- すべての公共物を大切にし、校内のものを使用したときは、必ずもとの位にもどすようにしましょう。
- 欠席・遅刻・早退等の場合には必ず担任に申し出ましょう。欠席・早退は生

- 5 -

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会を泉大津市立小津中学校生徒会とよぶ。

第2章 会 員

第2条 本会の会員は、泉大津市立小津中学校生徒全員とする。

第3章 目 的

第3条 本会の目的は、学校教育目標達成のため生徒が自治的精神に基き、自ら進んで計画し、自ら律し、良き学校生活を築き營むことである。

第4章 組 織

第4条 本会は次の組織で運営する。評議機関は、生徒集会、生徒議会、学年議会、学級議会をおき執行機関として、常任委員会、小委員会、学級議会、学級部会をおく。

第5章 役員及び選出方法

第5条 本会には次の役員をおく。
会長1、副会長2、書記2、会計2、合計7名(以下役員とよぶ)。但し、全校生徒による直接選挙を行う。任期は1ヶ年と

手帳の連絡欄を使用する。なお、当日、急に欠席・遅刻をする場合は、登校完了時刻までに、保護者の方に電話連絡してもらいましょう。

3. 校外生活

校外では、安全に留意し、ルールやマナーを守り行動するようにしましょう。

4. 服 裝

(1) 男子

冬期

- 男子は、本校規定の冬服を着用し、左胸に名札をつけましょう。
- 冬服の下には、中学生らしい物を着用しましょう。(特に寒いときはセーター・トレーナーは可、派手なものはさける)
首まわりはホックをすることができ、著しく襟より出ないようにしましょう。

夏期

- 男子は、本校規定の夏服を着用し、左胸に名札をつけましょう。

年間

- 靴下は、派手なものはさけるようにしましょう。

- 6 -

し、再選できる。会長は学級委員長との兼任ができないものとする。

第6章 役員の任務

第6条 役員は、本会の目的達成のため、本会の円滑な運営、生徒会秩序の保持に関し、本会に対して連帶の責任を負い、その職務遂行のための責任と権限を有する。

第7条 会長は生徒会を代表して会を運営する。生徒議会においては議長となる。

第8条 副会長は会長を助け、会長不在または職務遂行ができないときは会長の代行となる。生徒議会においては、副議長となる。

第9条 書記は議会、集会その他生徒会活動に必要な記録と保管を行う。

第10条 会計は顧問とともに、本会会計の収支を司り、期末にその報告をしなければならない。

第11条 生徒議会(以下議会とよぶ)は本会の目的遂行に必要な生徒会最高の権限を有する。

第12条 議会は生徒会7役員、各学級委員長及び必要な小委員会代表をもって構成する。

第13条 議会は会長または顧問が隨時召集す

(2) 女子

冬期

- 女子は本校規定の冬服を着用し、左胸に名札をつけましょう。
- スカートの長さは「ひざ頭」程度にしましょう。
- 冬服の下には、中学生らしいものを着用しましょう。(特に寒いときはセーター・トレーナーは可、派手なものはさける)

夏期

- 女子は本校規定の夏服を着用し、左胸に名札をつけましょう。

年間

- ソックスやタイツは派手なものは避けましょう。(ルーズソックス・レッグウォーマーは不可)

(3) 男女

- 校内では手袋・マフラー・帽子・ネックウォーマーは禁止とします。
- ピアス等の装飾品は付けないようにしましょう。
- 靴は運動に適した靴を履くようにしま

- 7 -

る。

第14条 議会は学級委員長総数の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席した委員の過半数の賛成をもって議決される。但し同数の場合は議長と顧問が加わって議決する。

第15条 議事の傍聴と発言は許可されるが決議権は許されない。また議長は顧問とともに、傍聴数に制限を加えたり、議会の進行を妨げたものに退場を命じることができる。

第7章 常任委員会

第16条 常任委員会は会長または顧問が隨時召集する。

第17条 常任委員会は生徒会7役員、小委員会代表及び学年代表をもって構成する。

第18条 常任委員会は議会などの議案作成と議事進行方法及び各種委員会の連帶調整のための審議を行う。

第8章 小委員会

第19条 小委員会は各代表または会長及び顧問が召集する。

第20条 小委員会の各代表及び副代表は、各小委員会の委員の中から互選する。代表は

各小委員会の議長となる。また必要時に生徒議会に出席する。

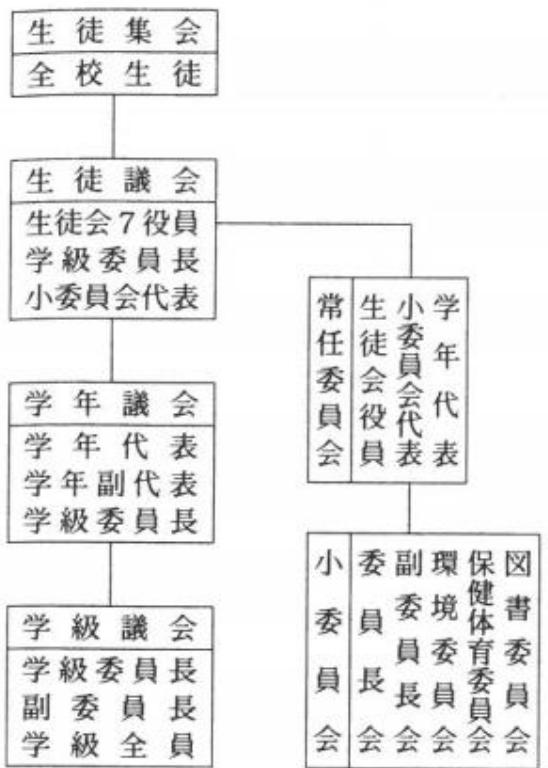
第21条 小委員会として委員長会・副委員長会・保健体育・環境・図書の各委員会をおく。

必要時に応じて特別委員会を設けることができる。

第22条 各小委員会は、各学級から選出された各委員で構成する。

第23条 各小委員会の決定事項は、会長または顧問が必要と認めたときのみ常任委員会、議会にかけるがその他は校長の承認をえて執行することができる。

生徒会組織図



- 12 -

生徒会慶弔規定

生徒の部

1. 災害・事故・病気による死亡 … 10,000円
2. 災害・事故・病気による入院等の見舞 … 3,000円

(2週間以上欠席のときに限る)

そのほかに別に事情に応じて別途考
える。特に災害の場合

生徒の父母（それに準ずる者）の部

1. 災害・事故・病気による死亡 … 3,000円

先生の部

1. 先生の死亡 … 10,000円

2. 先生の家族（本人の両親、子、配偶者に
限る） … 3,000円

3. 先生の転退職 … 花束
葬儀参加について

1. 生徒の場合 …

7役員全員、学年代代表、学級全員

2. 生徒の父母の場合 …

役員のうち2名と学級委員2名
但し授業に支障のあるときは変更
することがある。

第9章 学年議会

第24条 学年として必要なときは、各学年毎の議会を会長または各学年委員長及び顧問が召集することができる。

第25条 各学年代表及び副代表は、各学年の学級委員長の中から互選され、学年代表は各学年議会の議長となる。

第10章 学級議会

第26条 各学級は学級全員によって学級議会を隨時に開催する。

第27条 各学級に学級委員長男女各1名をおく。

第28条 学級会活動を活発におこなうため、各学級に次の部会をおき、各部の委員を選出する。

(1) 21条の小委員会と同じ部をおき学級全員いずれかの部に属する。

(2) 各学級は次の委員を選出する。委員は生徒会小委員会に出席し、学級と生徒会との密接なパイプ的役割となる。

学級委員長・副委員長、保健体育委員、環境委員、図書委員。

(男女各1名ずつとするが、図書委員はいずれか1名とする)

(3) 学校で必要であるときは(2)項のほかに部をおくことができる。

第11章 生徒集会

第29条 生徒集会は生徒全員でおこなわれ、生徒会活動上必要な事項の審議や集会を通して相互の親しみを深めることを目的とする。会長及び顧問が隨時召集する。必要に応じて各学年集会をもつことができる。

第12章 財政

第30条 本会の経費は、会費その他の収入による。

第31条 支出予算は会計及び顧問で立案する。

第13章 顧問

第32条 本会各種委員会などの会合には、教員の顧問が出席し自治活動を助成する。各学級担任は、各学級議会の顧問となる。

第14章 最高決定権

第33条 生徒会のおこなう一切の活動行事に関する最高決定権は校長が保持する。

第15章 改正

第34条 この会則の改正は、生徒議会に出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とし、校長がこれを承認することを要する。

- 15 -

- 13 -

3. 先生の場合

学級担任…役員、学級委員長2名
但し距離と授業の支障を配慮し
て変更することがある。

担任外…役員、学年代代表
但し距離と授業の支障を配慮し
て変更することがある。

- 17 -

- 16 -